規制影響分析書

理当部局 環境省水環境部水環境管理課 電話番号: 03-5521-8313 e-mail: mizu-kanri@env.go.jp 評価実施日 平成17年3月8日 水質改善に資する湖辺の自然環境を保護することにより、湖沼水質の改善を図る。 規制の内容 都道府県知事は、指定湖沼の水質の保全のために特に必要があると認めるときは、指定地域の区域内に湖辺環境保護地区を指定することができることとし、湖辺環境保護地内において植物の伐採・採取等の行為を行おうとする者に対して、都道府県知事への届出を義務づける。 根拠条文 湖沼水質保全特別措置法第29条~第35条 期待される効果 湖沼の水質の保全に資する湖辺の自然環境を適正に保護することにより、湖沼の水質の改善につながる。 想定される負担 湖辺環境保護地区内において、規制対象行為を行おうとする者は、届出義務及び届出をした日から30日間の着手制限がかかる。また、都道府県知事が湖辺環境を保全するめに必要があると認めるときは、当該行為を禁止・制限し、又は必要な措置を執るべき旨の命令が発出される。 行政は、届出がなされた行為の内容が湖辺環境を保護する上で問題ないものであるか等について監視する必要がある。
水質色番に資する湖辺の自然環境を保護することにより、湖沼水質の改善を図る。 規制の内容 期待される効果 湖辺環境保護地区内において、規制対象行為を行おうとする者は、届出義務及び届出をした日から30日間の着手制限がかかる。また、都道府県知事が湖辺環境を保全する場合の改善を含まるといる。 湖辺環境保護地区内において、規制対象行為を行おうとする者は、届出義務及び届出をした日から30日間の着手制限がかかる。また、都道府県知事が湖辺環境を保全するのに必要があると認めるときは、当該行為を禁止・制限し、又は必要な措置を執るべき旨の命令が発出される。
規制の内容 都道府県知事は、指定湖沼の水質の保全のために特に必要があると認めるときは、指定地域の区域内に湖辺環境保護地区を指定することができることとし、湖辺環境保護地区を指定することができることとし、湖辺環境保護地区を指定することができることとし、湖辺環境保護地区を指定することができることとし、湖辺環境保護地区を指定することができることとし、湖辺環境保護地区内において植物の伐採・採取等の行為を行おうとする者に対して、都道府県知事への届出を義務づける。 期待される効果 湖沼の水質の保全に資する湖辺の自然環境を適正に保護することにより、湖沼の水質の改善につながる。 想定される負 湖辺環境保護地区内において、規制対象行為を行おうとする者は、届出義務及び届出をした日から30日間の着手制限がかかる。また、都道府県知事が湖辺環境を保全するめに必要があると認めるときは、当該行為を禁止・制限し、又は必要な措置を執るべき旨の命令が発出される。
内において植物の伐採・採取等の行為を行おうとする者に対して、都道府県知事への届出を義務づける。 根拠条文 湖沼水質保全特別措置法第29条~第35条 規2の水質の保全に資する湖辺の自然環境を適正に保護することにより、湖沼の水質の改善につながる。
規定される負 地定される負 がに必要があると認めるときは、当該行為を禁止・制限し、又は必要な措置を執るべき旨の命令が発出される。
<mark>端佐される臭 </mark> めに必要があると認めるときは、当該行為を禁止・制限し、又は必要な措置を執るべき旨の命令が発出される。
想定できる代 替手段との比 較考量 関係者による自主管理という手段も想定されるが、私的な目的のために部外者が無断で植物の採取等を行う事態も想定されることから、水質改善に資する湖沼周辺の環境の 護を実効性をもって進めるには、法律に基づ〈行為規制の実施が効率的・効果的である。
中央環境審議会答申「湖沼環境保全制度の在り方について」(平成17年1月)において、「湖沼の水環境の保全の観点からは(略)湖辺の植生を保全する必要がある地区を指し、(中略)自然浄化機能を損なうおそれのある行為を制限する措置を講ずることが適切である。」という指摘がなされている。
レビュー時期 平成22年3月末までに行う。

規制影響分析書

規制の名称	負荷量規制の適用事業場の拡大
担当部局	環境省水環境部水環境管理課 電話番号: 03-5521-8313 e-mail: mizu-kanri@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月8日
政策目的	湖沼に流入する汚濁負荷を削減することにより、湖沼水質の改善を図る。
規制の内容	湖沼水質保全特別措置法では、これまで指定地域内の新増設の工場・事業場にのみ負荷量規制を実施し、既設事業場を適用除外としてきたが、今後は既設事業場についても 負荷量規制を適用する。 <mark>根拠条文</mark> 湖沼水質保全特別措置法第7条~第11条
	これまで負荷量規制が適用されていなかった既設事業場に負荷量規制を適用することで、湖沼に流入する汚濁負荷を削減し、湖沼水質の改善を図ることができる。湖沼によって 差があるが、既設事業場に負荷量規制を適用することにより、湖沼に流入する汚濁負荷量全体の1~2%を削減することができると見込んでいる。
想定される負 担	既設事業場を設置している事業者は、負荷量規制の基準値を遵守することが新たに求められる。ただし、都道府県知事が定める負荷量規制の基準値は、既設事業場を設置している事業者の実態等を踏まえ、排水処理施設の適切な維持管理を行うことで達成可能な水準に設定することを想定しており、規制が適用される事業者にとって過度の経済的負担にはならないものと考えられる。なお、これらの既設事業場は既に水質汚濁防止法の特定施設として届出をしていることから、負荷量規制の適用による追加的な届出等は発生しない。 行政は、事業場が負荷量規制を遵守しているか等について監視する必要がある。
替手段との比	代替案として、新増設の事業場に適用される現行の負荷量規制をさらに強化することが考えられるが、この場合は強化後の基準値が排水処理施設の適切な維持管理により対応 できる水準より厳し〈なる可能性があり、全体として基準値を満たすために過大なコストを要する可能性があることから、これまで未規制であった既設事業場に新たに負荷量規制 を適用することがより効率的・効果的であると考えられる。
備考	中央環境審議会答申「湖沼環境保全制度の在り方について」(平成17年1月)において、「現在でも湖沼法に基づく負荷量規制を受けていない既設の特定事業場が多数存在して いる。そのような事業場に対しても(中略)、負荷量の規制を行っていくことが適切である。」という指摘がなされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。